

論文

湾史における汽水域

—宮城県気仙沼湾内の水産史から—

川 島 秀 一

KAWASHIMA Shuichi

はじめに

三陸沿岸におけるカツオ一本釣り漁は、第二次世界大戦以前までは、この地域を代表する漁業であった。延宝3年(1675)に紀州の漁師たちによって一本釣り漁という漁法が唐桑の鮪立(現宮城県気仙沼市唐桑町)に導入されて定着する以前は、唐桑を含めた南三陸地方では「鯉待居獵(漁)」(宮城県石巻市の平塚家文書)⁽¹⁾と呼ばれたように、カツオが陸に近づくのを待って捕っていたようである。すなわち、紀州から伝えられた一本釣り漁のように、餌イワシを船に積んで沖へ向かったような積極的な漁法ではなかった。

カツオが陸を目指してくるといような伝承は、静岡県西伊豆町の田子でも聞いている。海際まで山が突き出している田子の地形がカツオの群れを呼んでいると言われ、山の松を伐ってはならないものとされたという。三陸地方も西伊豆地方も、山々が海になだれ落ちているかのように接近しており、入り組んだ海岸線によって多くの小さな湾を形成するリアス式海岸である。カツオは山を目指すだけでなく、一般的に「陰を好む魚」と言われ、沖で流木にカツオの群れが付く「木ツキ」や、ジンベエザメの陰に群れが寄り添う「ジンベエ付き」によって大漁を授かるカツオ一本釣り船が今でもある。

三陸、西伊豆、志摩半島、奥熊野、土佐清水、坊津などの沿岸は、かつてカツオ一本釣り漁の基地として、近年まで活躍していた地域であり、リアス式海岸の地勢の漁港や漁村が大半をしめることに以前から気になっていたが、「山海至近」の地域には、おそらくこの「カツオは陰を好む」という表現に統括できるような原因があるのだろう。

たとえば、カツオの餌になるカタクチイワシなどはプランクトンを食餌とし、それらのプランクトンは真水と海水の交わる汽水域に発生する。このことは、山の清水が直接的に海に注ぎ込むリアス式海岸に向けてカツオが群れをなして集まる理由として考えられ、それは「陰を好む」という表現を支えるものである。流木の周りにも植物プランクトンや動物プランクトンが発生する確率が高いからである。

本稿では、このカツオが目指してくる典型的なリアス式海岸の一つ、宮城県気仙沼市の気仙沼湾を事例にして、気仙沼湾に注ぎ込む大小の川によって生じた汽水域が、湾内の水産の歴史において、どのような役割を果たしてきたかということ問い直すものである。

気仙沼湾の地勢

気仙沼湾は西側の本土と東側の唐桑半島に囲まれ、その湾のなかに大島を抱え込むような典型的なリアス式海岸の地形である。東側の水道は、湾口の幅が約3 km、奥行約6 km、大前見島・小前見島・唐島などの小さな無人島が散在し、かつてはイワシやイルカなどが湾奥へ向かう魚道にもなった。西側の水道は湾口の幅が約1.7 km、奥行約9 kmで水深が東側の水道より浅く、そのまま湾奥につながっている。二つの水道は大島の北側で結ばれており、ここを大島瀬戸と呼んでいる(図1)。

この気仙沼湾内には、大川・鹿折川・神山川・面瀬川などの河川が流れ込んでいる。そのうち大川が全長約22 kmの二級河川で、海拔200 mからわずか15 kmで海に注いでいる急流である。この大川の河口は、現在、大島へ向けて流れているが、以前は蜂ヶ崎へ向けて流れていた。その後、藩政時代に小々汐の「急つみのはな」に向けて流す改築工事があり、さらに現在の大島へ向けて流路を変えたのは、第二次世界大戦後の埋め立て事業によってであった。この最初に河口を変える機縁になったのは、享保3年(1718)に湾奥の塩田業者(「御釜主」)からの訴えからであった。すなわち湾奥が汽水域になることを怖れた人々たちである。



図1 気仙沼湾沿海漁村図

塩田と河口の移動

気仙沼湾には、寛永9年(1632)に内の脇塩田の新釜について書かれた記録があるように、このころには揚浜塩田が開拓されていたらしい。⁽³⁾播州流の入浜式塩田は元禄年間(1688~1703)に外洋に面した波路上塩田に切り開かれたが、気仙沼湾奥には以前から内の脇塩田と鹿折塩田の2ヶ所があった。享保3年(1718)に、大肝煎の熊谷太兵衛宛てに「乍恐覚書以奉願候御事」という訴状を出したのは、この気仙沼(内の脇)釜主11名と鹿折釜主11名、気仙沼村・鹿折村の両村の肝煎、それから気仙沼村と大川を境界とする赤岩村の肝煎と組頭の者たちであった。赤岩村の者たちが加わったのは、のっぴきならない事情があったことが、次の文書の内容からわかる。

気仙沼村赤岩村境内の脇川尻、元禄年中より北方へ水先相廻り御塩場近所へ流入申に付き、蜂

ヶ崎より川水多く罷り成り、御塩出劣り申し候に付き、右川尻を梶ヶ浦向きに流落ち申す様に御普請成し下され度く最前願ひ奉り候処、左様に川尻相廻され候ては赤岩村田地に指支え申す由申し出で、年久しく埒明け申さず罷り有り候処、此の度気仙沼村鹿折村肝煎、御釜主、赤岩村肝煎、組頭引き添え、大肝煎熊谷太兵衛見分の上仕り、本町川（大川）神山川落合の所より川筋直に見通り鹿折村ゑつみのはな見当に掘り落とし申し候ては赤岩村田地に障り申さず、川尻を蜂ヶ崎よりは外海へ流れ落ち申すに付き、御塩場へも川水遠く罷り成り候条、左様に御普請成し下さる様に願ひ奉り候。これ赤岩村より障り申す儀御座無き段相談じ仕り候条、御慈悲を以て当秋御普請成し下され度く願ひ奉り候⁽⁴⁾

この文書からうかがわれることは、大川を、より外洋へ向けて南へ移動させることは、大川を村境となす赤岩村にとって、必然的に右岸沿いの田地を失うことに等しかった。この御普請をめぐる係争に、気仙沼村や鹿折村の御釜主だけでなく、赤岩村の肝煎や組頭の了解が必要だったわけは、そのためである。

大川の河口は梶ヶ浦へ向けて南へ流すのではなく、それより少し北の「ゑつみのはな」へ向けて流すという折衷案は、それまでの蜂ヶ崎より少しばかり南であり、さらに赤岩村にとっても損傷が少ないということで、三村の合意が成り立ったようである。

「ゑつみのはな」は、現在の小々汐にあるハナ（岬）である。明治から大正・昭和時代にかけて、小々汐の尾形家が「元網」という二艘の舟曳網でイワシを捕っていたころには、尾形長吉という名だ

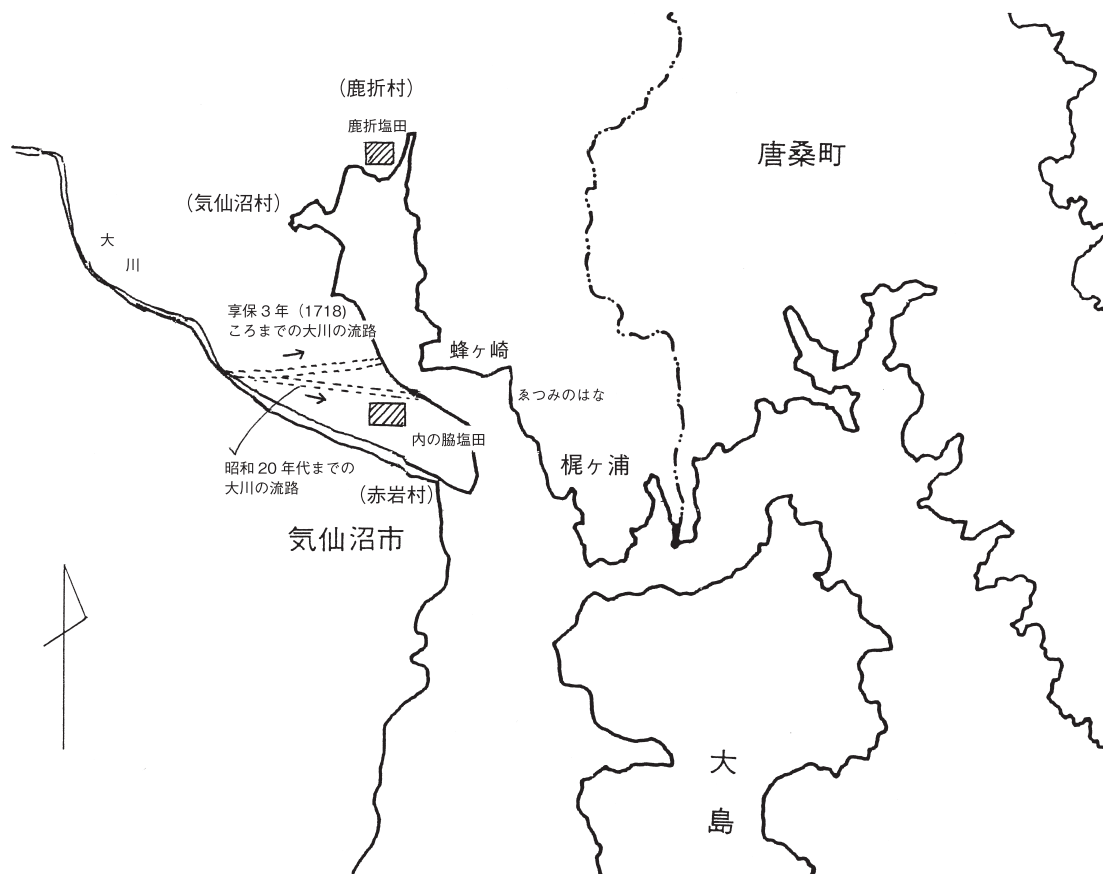


図2 大川の流路の変遷と塩田跡地

たるザクミ（鯛見、現在の漁労長に当たる）がこのハナの松の木の上に登って采配を振っていたために、俗に「長吉パナ」という異名もあった岬である。

さて、この文書から読める係争からは、大川の流入によって生じる湾奥の汽水域が、その当時の塩田業という生業にとっては、マイナスの側面をもっていたことを示している。

気仙沼湾内では、明治38年（1905）に塩専売法が公布された後、内の脇塩田は明治40年（1907）、鹿折塩田は明治42年（1909）にその生産を打ち切った。⁽⁵⁾内の脇塩田のそばには文久年間（1861～63）に気仙沼の猪狩新兵衛が「行徳塩田」を開いたが、この二つの塩田はその後に埋め立てられ耕地化された。さらに、昭和26年（1951）から29年（1954）にかけて、この旧塩田地帯の延長上の沖を漁港の整備のために埋め立てが行われ、昭和31年（1956）には新しい魚市場がそこに建てられ、当初は「東洋一の魚市場」と呼ばれるように、その長大さを誇った。この埋め立てのときに、大川の河口はさらに南へ向けて移動し、「急つみのはな」から現在のように大島へ向けられたようである（図2）。鹿折塩田のほうは大正2年（1913）に農地になり、その後宅地化が進み、平成23年（2011）の東日本大震災においては、大津波によって大型漁船第18共徳丸が陸揚げされたところである。

湾奥の漁村の宿命

明治42年（1909）に鹿折塩田が打ち切られたころの明治44年（1911）には、宮城県で『宮城県漁業基本調査報告書』が出された。漁村が動力化される直前の漁業の状況を伝える一等の資料である。

社会学者の竹内利美による「鼎の脚」は、気仙沼湾の近代漁業史をコンパクトにまとめた秀逸な作品であるが、このなかに先に挙げた報告書の内容を粗く表にしたものが載せてある⁽⁶⁾（表1）。ただし、実際の「宮城県漁業基本調査」は明治42年に実施されている。

この表を見ると、気仙沼湾に面する漁村地帯を有する唐桑・大島・松岩・階上・大谷の各村では皆、「カツオ釣り」という漁種が見られるが、鹿折村だけが欠けている。沖合漁業に対して不利な位置にある、湾奥の鹿折村の特色が表れている。ところが、湾沿岸の「イワシ舟曳網」は唐桑・大島と並んであり、鹿折村は、このイワシの夏網によってカツオの餌を供給し、冬網では粕に加工するイワシ網漁の専門の村として発達していた。小々汐の尾形家の「元網」は、この村で初めてイワシ網漁を始めている。それだけ湾奥までイワシが回遊してきたことがわかるが、西側の水道に面した松岩村や階上村に「イワシ舟曳網」がないのは、西側は水深が浅く、イワシはもっぱら東側の水深の深い水道を動き、湾奥の鹿折村では、そのイワシの群れを待って、網を回して捕獲していたからである。しかし、それは「寄魚漁」^{よりうお}がまだ可能であった時代までのことであった。

竹内利美の「鼎の脚」で、竹内の聞き書きの相手と思われる、三ノ浜（旧鹿折村）の小松鶴松翁（明治18年生まれ）は、次のようなことを述べている。

「湾の奥は魚もとりにやすいが、漁のゆきづまりも早い。いつも新しい漁へのきりかえが大切です。やってくる「お客さま」といった形の魚が相手にできなくなったら、田畑なみに海を育てることを考えることになる。気仙沼湾でも、ノリやカキは、一番奥からはじまって、だんだん湾の

外へ伸びていくという形になっていますね⁽⁷⁾

気仙沼湾のノリ養殖は、「行徳塩田」を開いた猪狩新兵衛が、安政4年（1857）に江戸の大森から技術者を定着させてノリ養殖を試みている。カキ養殖は、昭和5年（1930）に浪板（旧鹿折村の最奥部の集落）の小野寺清が種ガキによる養殖に成功し、昭和三陸津波のあった昭和8年（1933）の後から軌道に乗り始めた。

竹内利美は昭和30年（1955）の8月1日から一週間にわたって、東北大学教育学部の「三陸沿岸漁村の産業動向と教育」の調査として「四ヶ浜」（旧鹿折村の大浦・小々汐・二ノ浜・三ノ浜）を訪⁽⁸⁾れている。このときに小松鶴松翁に会ったと思われるが、この時代の四ヶ浜は、「小漁」とカキ養殖という組み合わせが、やや安定していた時期であった。

しかし、いずれにせよ湾奥の漁村は、沖合に面した漁村と相違して、限られた漁場の中で、さまざまな漁労技術と漁法を生み出していかなければならない宿命を背負わされていたのである。

再度、昭和30年（1955）から約50年前の、表1の明治42年（1909）の状況を見ておくと、鹿折村では、他の漁村にはない漁種を数多く拾うことができる。「ハモ延縄」・「ボラ網」・「コノシロ打網」・「スズキ延縄」・「貝採り」などである。

さらに、これらを『宮城県漁業基本調査報告書』を表にまとめたもの（表2）で漁場を精査してみると、「ハモナワ」（ハモ延縄）は「唐桑御崎より根山出しまでおよび気仙沼湾内」、「ボラ巾着網」（ボラ網）は「気仙沼湾内」、「スズキハエナワ」は「階上村地先より気仙沼湾内」、アカガイ・サラガイ・ヨメガイ・アサリなどの曳き漁や突き漁に当たる「貝採り」は「唐桑村、鮎立浦、小鯖浦、宿浦⁽⁹⁾および日向貝より気仙沼湾蜂ヶ崎地先まで」とある。「コノシロ打網」は見当たらない。沖合漁の「サメ刺網」と「イカ釣り」を除いて、いずれも気仙沼湾内を漁場とする「地先漁」であり、さらに階上村や唐桑村などの他村の地先まで用いている。

この時代の漁期のほうを表2からみると、基幹漁業であった「イワシ船引網」は5月から12月まで、そのイワシ網漁の合間のつなぎとして貝採りなどの「磯物漁」（「小漁」とも呼ばれる）が行われている。つまり、この時代のイワシ網漁と「小漁」という組み合わせが、大正時代（1912～1926）になると湾内に入るイワシの激減と新網の導入による乱獲により廃止に至り、その後の魚種や漁法の様々な模索の上に、約50年後の昭和30年代は、カキ養殖と「小漁」という組み合わせに落ち着いたわけであった。

イワシ網の衰退について小松鶴松翁は「古い湾内漁を新しい技術でそのままやろうというところに、大きな無理があったのでしょう」と語り、そ

表1 気仙沼湾沿海漁村の漁業状況（1909）

漁種	漁場	唐桑	大島	鹿折	松岩	階上	大谷
カツオ釣	沖合	○	○		○	○	○
マグロ流網	〃	○	○			○	○
メヌケ延縄	〃	○			○		
サメ刺網	湾外沖	○	○	○	○	○	○
タラ	〃	○	○		○	○	○
マス	〃	○	○				○
カレイ	〃	○	○			○	○
イワシ舟曳網	湾沿岸	○	○	○			
ムツ	〃			○		○	○
張網	〃	○	○	○	○	○	○
ハモ延縄	〃			○			
ブリ	〃	○		○		○	○
カレイ刺網	湾内		○		○		
ボラ網	〃			○			
コノシロ打網	〃			○			
マグロ大網	〃（定置）	○	○				○
スズキ延縄	〃			○			
タコ釣	〃	○				○	○
アワビ採り	地先沿岸	○		○			○
貝採り	〃			○			
海藻採り	〃	○	○			○	○
川養殖ノリ	〃	○	○	○	○	○	

（竹内利美「鼎の脚」、1969）

表2 旧鹿折村の漁業暦（『宮城県漁業基本調査報告書』1911）

	魚種	漁期												漁場	水深(ヒロ) 底質	船数(隻) 網数	
		1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
沖合漁	サメ刺網	サメ													根山出し、高富士見、三ツ森、笹森、あいのご森、大平山、高森山	160~170 土砂	3 600反持
	イカ釣り								スルメイカ						唐桑崎および大島崎沖2カイリ以内	40~50 岩泥	30 —
地	張網			イワシ、メロウド											唐桑崎および黒崎付近	50~60 砂泥	— 45張
	イワシ船引網				イワシ										大島浦の浜崎より鹿折湾内および唐桑村鮪立より日向貝まで	10以内 砂泥	— 7張
	シラス船引網			シラス											唐桑村御崎、大島南端、階上村岩井崎、大谷崎などの根回り	12以内 砂泥	— 50張
	ロク船引網								ロク						〃	12以内 砂泥	— 10張
	浮線網	カレイ類、カニ、ハゼ													階上村岩井崎より気仙沼湾内	18以内 砂泥	30 —
	タナゴ打網			タナゴ											シラス船引網と同じ	12以内 砂泥	— 25張
先	ボラ巾着網	ボラ													気仙沼湾内	15~40 砂泥	— 2張
	スズキハエナワ								スズキ						階上村地先より気仙沼湾内	15~16 砂	7 10鉢持
漁	ハモナワ					ハモ、ドンコ									唐桑御崎より根山出しまでおよび気仙沼湾内	10~19 砂、泥	10 20鉢持
	小ナワ			ネウ、スエ											〃	10~19 砂、泥	25 4鉢持
	アオナワ								ヒラメ、ブリ						大島の崎より根山出しまで	60 砂、泥	15 4鉢持
	タコ釣り									タコ					気仙沼湾内	16以内 砂泥	200 —
	ハモド					ハモ、ウナギ、ドンコ									ハモナワ漁場と同じ	10~90 砂、泥	15 30個持
磯物	アカガイ、アカガイ引	アカガイ、トリガイ													唐桑村、鮪立浦、小鮪浦宿浦および日向貝より気仙沼湾蜂ヶ崎地先まで	1~10 泥	80 —
	サラガイ、サラガイ突き	サラガイ													〃	3~30 礁	20 —
	ヨメガイ突き	ヨメガイ													〃	5以内、砂礁	20、—
	アサリ採取	アサリ													〃	5以内、砂礁	20、—
	アワビ採取	アワビ													〃	5以内、礁	40、—
	ナマコ採取				ナマコ										〃	5以内、礁	50、—
	カキ採取	カキ													〃	2~3、岩	25、—
	ウニ採取			ウニ											〃	5以内、礁間	50、—
シバ建養殖	ノリ													地先沿岸	1~2、砂泥	9町5反5歩 (1反につき)	

(東北歴史資料館編『三陸沿岸の漁村と漁業習俗(上巻)』、1984)

それを「湾内漁の『底の浅さ』⁽¹⁰⁾と呼んでいる。やがて気仙沼湾内の他村の地先まで漁場としていた鹿折村の漁師たちは、ヨードの原料として高価になったカジメという海藻に目を付け、階上村の地先でそれを捕ったために、大正5年(1916)に、両村の漁師たちによる「カジメ騒動」と呼ばれる乱闘事件にまで発展した。他村の根付きの海藻にまで手を出したためである。竹内利美はこの事件について、「気仙沼内湾の旧漁業の終幕を示すもの」と捉えている⁽¹¹⁾。

しかし、表2で「気仙沼湾内」という漁場を示したなかで、他村にはない魚種と漁法で漁を得ていたのが「ボラ巾着網」である。しかも、その漁場は、大川河口近くのムグ(海藻の名)が密生している場所であり、「雪白(雪解け)水」が流れ込む汽水域であり、ボラの「寄り場」として知られていた。

雪解け水とボラ網漁

「ボラ巾着網」は、表2でみるかぎり、1月から2月までと、5月から6月までの二期に分かれている。鹿折村には「2張」の網があったことになるが、それが四ヶ浜のうちの大浦と小々汐であった。

小々汐では冬のボラを「ツクラ」と呼び、夏のボラを「ボラ」と呼んでいたという⁽¹²⁾。ボラは冬期になって雪白水になると目に霞ができ行動が鈍くなり、群れをなして海底を遊泳するようになるという⁽¹³⁾。「雪白水」とは雪解け水のこと、「霞」とはボラの目の上に脂肪がかかることである。この「雪白水」とは、単なるボラの盛漁期の自然暦だけとはいえないようである。北上川では、2月末から4月末までボラを地引き網で捕っていたが、春の雪白(雪解け)水を飲むとボラの目が見えなくなるといわれ、ボラは群れで上がってきたという⁽¹⁴⁾。これらは、目が見えなくなるということと群れで行動することとが短絡されている伝承であるが、ボラにとって「雪白水」とは自然暦の指標ではなく、それを飲んで目が見えなくなるという因果関係があるということ表現している。はたしてボラが雪解け水を飲むかどうかは別として、ボラが雪解け水の流れ込む汽水域に群れをなして寄ってくるという自然現象を捉えているわけであった。

鹿折村のボラ巾着網の場合は、対岸の大川河口に当たる片浜の地先であった。その巾着網の明治32年(1899)の「同盟規約書」が大浦に遺されていたので、この文書を頼りに実態を捉えておきたい。

巾着網同盟規約書

第壹條 巾着網株数拾丁ト定メ鹿折村五株気仙沼町五株ト為同盟規約ス

第二條 補魚取揚金ハ網主五歩引子五歩ニ配当ヲ可為事

但シ補魚高ヲ拾二分ト為五分ハ網主ヘ渡五分ハ引子ヘ渡壹分ヲ気仙沼町銀行ヘ諸機器買入豫備トシテ預ケ置モノトス貳厘五毛ヲ瀬主ヘ與貳厘五毛ヲ鯛見中ニ與貳厘五毛ヲ取締ヘ與貳厘五毛ヲ舳押シ表廻リ分銅前ヘ與ルモノトス又其配当又ハ帳簿記入金銭ノ出納総テ取締人ニテ担当為瀬主ノ視止ヲ得テ株主ヘ差出ベキ事

第三條 巾着網全部附属品共一字同盟者ノ物ニシテ壺人一戸ノ物ニ不非ハ勿論如何様ノ事故有ル共他ニ抵当或売買等ヲ不免事

但シ無據事故相生ジ候節ハ株式商議ノ上差許場合モ有ベシ

第四條 諸機器並ニ網等買入ノ節ハ銀行へ預ケ置ク全テ以テ買入ルモノトス又不足金相生ジタル場合ハ株主ヨリ足シ加へ差出可事

但シ網卸シ后ノ諸雜費等ハ株主引子ニテ負担ヲ為モノトス取締ハ帳簿ニ記入ス其支拂ヲ可為事

第五條 瀬主取締其他之役持ハ年々其年ノ旧正月廿日立會ト相定メ株式及共同者ノ撰挙ヲ以テ改撰ヲ定ル事

第六條 補魚取揚高ヲ五歩ニ分ケ鹿折村見込ノ商人ニ渡残五歩ヲ氣仙沼見込ノ商人ニ渡瀬主取締役持等立會ノ上直段取極メ正当ニ分配ヲ可為事

第七條 祝日ノ神酒ノ外株主ヨリ飲食物等ハ差出サヽル事

但シ漁事ノ場合大漁ノ節ハ此限リニ不非

第八條 網其他諸物品買入ノ際ハ瀬主取締人へ申出ベキモノトス瀬主取締人ハ必ず用物ト見止メタル時ハ株式へ相談ヲ為買入可事

但シ無断ニテ買入ル場合ハ其人ノ負担タル事

第九條 魚類集合ノ場所ヲ發見シ直チニ通知ヲ為タル人へハ其報酬トシテ引子ノ貳倍ヲ與フル事

但シ鱒見役目ニ出タル場合ハ此限ニ不非

第十條 網仕事取仕舞等又ハ総テ告触有之場合ハ直チニ出頭可致ハ勿論躊躇セザル様注意可致事

但シ同盟者ト雖モ氣仙沼株主ハ其限ニ不非

又無異議事故有テ出頭ナリ難キ分ハ其实事ヲ視察シ許シ事有リ又事故ナクシテ出頭セズ狡猾ニ渉ル者ハ其時ノ一日金十五錢ト定メ追テ配当ノ金ヨリ取締人協議ノ上差引ヲ為ベシ

第十一條 網ニ関スル要用有之節ハ瀬主ニ申出ベシ氣仙沼要用ハ総テ松坂方迄通知可致事

但シ本人不在又ハ他出ノ節ハ此限ニ不非

第十二條 規約書總テノ書類氣仙沼ハ齊藤留吉鹿折ハ小野寺円作ニ於テ保存致置クベキ事

巾着網及附属品現在ノ調

一 巾着網 豎拾五尋貳百四拾間打廻シ 壹把

附属品 壹宇

一 分銅 壹箇 一 分銅網 壹 一 寄せ網 壹

但シ目形(方)四十五貫目 但シ八分徑四十五尋物 但シ七分徑五百八十尋余

一 金銀ボローコ 貳箇 一 地車 八箇 一 金刃錨 一丁

一 廿三網帆 四拾枚 一 船 壹艘 一 櫓 三丁

一 力工 貳挺 一 タモ 三挺 一 苫 廿枚

合計 拾三品 共有財産

右之條々確定致候上ハ堅ク遵守可致ハ勿論若萬一規約ニ違背シ不都合ノ者ハ株主協議之上其時ノ

見込ヲ以テ除名可致事ヲ約ス

同盟者気仙沼株主連名

菅原駒蔵^印 松坂平蔵^印 中井浅吉^印 斉藤留吉^印

村長金蔵 ×印取消

四十一年四月廿三日 壹株五分小沢萬蔵殿へ売り渡候事

鹿折村株主連名

小野寺圓作^印 小松友七^印 小野寺庄蔵^印 小野寺貞五郎^印 小野寺伊三郎^印

小野寺貞三^印 小野寺得四郎^印 小野寺傳兵衛^印 小野寺重治^印 小野寺惣治^印

村上養吉^印 熊谷善作^印

右確定之上連署ス

役持人名

瀬主 小野貞三

鰯見 村上養吉 熊谷善兵衛 小野寺惣治 村上養蔵

取締 小野寺得四郎 小野寺圓作 小野寺庄松 小野寺貞五郎

舳押表廻分銅前

熊谷辰之進 小松英治 村上辰蔵 村上熊治 小野寺万蔵 村上簾助
 右役々へ出願不為者へハ給料ヲ不與事⁽¹⁵⁾ (写真1)

この文書を見ると、まず第一条では、このボラ中着網は、鹿折村と気仙沼村の共同の「村網」であること、第二条においては、その配当方法が述べられている。すなわち、水揚金額全体を12分として5分は網主、5分は引子、1分は気仙沼銀行への預金分、残りの1分のうち25% づつは瀬主・鰯見・取締の3名に与え、残りの25% は舳押し・表廻り・分銅前と呼ばれる船上の役職に分配されている。「引子」は乗組員のこと、平等に分け与えたようである。銀行への預金は、漁労機器の買い入れのための予備のためとある。瀬主はボラの漁場の権利を有する者、鰯見はザクミとも呼ばれ、「鰯」という文字を用いているが、イワシではなくボラの群れを肉眼で探す者のこと、イワシ船引き網においても全体の操業を采配する、現在の漁労長に匹敵する者のことである。舳押し・表廻りも船上のトモ（船尾）やオモテ（船首）での責任者であり、分銅前も実際の網上げの責任者である。

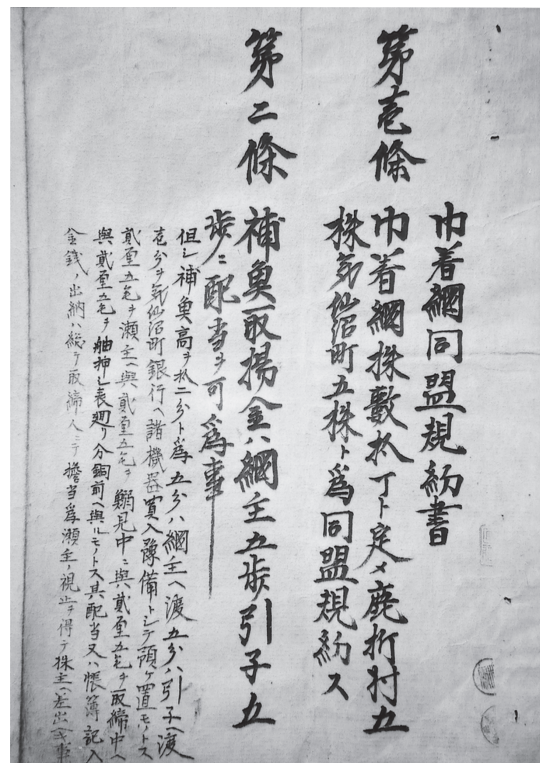


写真1 宮城県気仙沼市大浦の吉田家所蔵「同盟規約書」

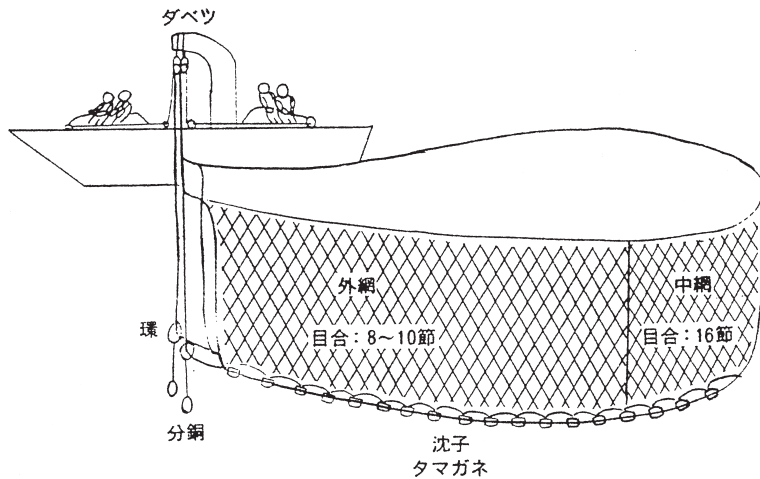


図3 ポラ巾着網操業図
 (『宮城県伝統的漁具漁法Ⅲ北部地区』、1990)

このボラ巾着網は「村網」であることから、漁の「告触」が出たときは、村人である「同盟者」は必ず参加しなければならなかった。参加できなかった者に対する罰則についても第十条にある。また、「鰯見」の役以外の者がボラの群れを発見した場合には、通常の「引子」の倍の報酬があるなど(第九条)、細かな規定が決められている。

この文書が大浦の村上家から発見されていること、株主や役職名に小野寺姓や村上姓が多いことから、「鹿折村」とは記されているものの、大浦中心の漁家が関わっていたと思われる。鹿折村に2ヶ統あったとされている大浦と小々汐のうち、大浦の方であろう。文書によると、ボラ巾着網の大きさは、深さが15ヒロ、長さが240間であった。小々汐の場合は深さ20ヒロ、長さが150~200間であったという。⁽¹⁶⁾ 漁法については、図3のとおりである。

この漁場については、ムグ(海藻)の多い、大川河口の汽水域であることは前述したとおりであるが、リアス式海岸の一つである気仙沼湾に流れる大川という川によって汽水域が生じ、そこに「村網」とも呼ばれるような大きな網漁が行われていたことは注目されるべきことである。

おわりに — その後の湾内漁業

以上のように、陸ではなく気仙沼湾という海面で行われてきた生活と生業の歴史を独自に扱うことによって見えてくる事象を、本稿では「汽水域」に触れながら述べてきた。

昭和5年(1930)に気仙沼湾内でカキ養殖に成功してから、この養殖業は発達を続けた。昭和42年(1967)には、経営体数752戸、養殖施設4,891台、延縄式施設851台、その生産量は160トンに達している。⁽¹⁷⁾ 湾内のカキ養殖の進展とともに、湾内に入る回遊魚が少なくなり、イワシ網やボラ網は、すでに昭和の初めには姿を消していった。

しかし、カキ筏にはボラが付くようになり、カキ筏の周囲に袖網左右で500間、袋網30間の追込み網をめぐらせ、分銅の付いた5~6ヒロの縄で海面をたたいて追い込む「タタキ網」漁が行われるようになった。⁽¹⁸⁾

湾内の汽水域を最大限に生かした漁業であったボラの巾着網は、ムグの減少、ボラの群れが湾内に入ってこなくなったこと、カキ筏の増加による群れの拡散などが起因して、養殖業と入れ替わった感がある。

以上のように、リアス式海岸の典型例である気仙沼湾内の、大雑把な水産史について汽水域をキーワードにして見てきた。湾内で塩業が盛んであった藩政期には、必ずしも汽水域に対してプラス

の評価をしていたわけではなかったことがわかる。それに対して、近代に入ってからポラの巾着網などは、積極的にこの汽水域を活用した漁労であった。

現在は、気仙沼湾内のカキ養殖業者の畠山重篤氏による「森は海の恋人」の運動に見られるように、改めて森の恵みである真水と海水との関わりが注目されているが、湾内における汽水域との関わりは、これまで述べてきたように、藩政時代から現在まで、気仙沼湾に関わるさまざまな生業の者たちによって意識化されてきたことであり、突然に現れた現象ではなかったのである。

気仙沼湾内の汽水域は、塩業やボラ網漁などに関わりをもちながらも、その大半は埋め立てられ、川と海とは分断され、わずかな汽水域を残すだけになった。その埋め立て地には加工場だけでなく、住居も建てられ、平成23年(2011)の東日本大震災による大津波が、かつて汽水域であったこの埋め立て地のほとんどを壊滅させたことは、記憶に新しい出来事である。

注

- (1) 石巻市史編さん委員会編『石巻市の歴史』第九巻資料編3近世編(石巻市、1990)、274頁
- (2) 1987年9月13日、静岡県西伊豆町田子の椿智欣さん(昭和10年生まれ)より聞き書き
- (3) 気仙沼市史編さん委員会編『気仙沼市史Ⅲ近世編』(気仙沼市、1990)、211頁
- (4) 注(3)と同じ。136頁
- (5) 気仙沼市史編さん委員会編『気仙沼市史Ⅴ産業編(下)』(気仙沼市、1997)、551頁
- (6) 竹内利美「鼎の脚」(『河北新報』夕刊1968年1月、後に『みちのくの村々』[雪書房、1969]に収録)、表は雪書房刊の322頁
- (7) 注(6)と同じ。315~316頁
- (8) このときの調査は、宮城県気仙沼市教育委員会・東北大学教育学部産業教育調査室共編『漁村と青年——宮城県気仙沼市鹿折四ヶ濱部落調査報告』(1957)に結実されている。
- (9) 東北歴史資料館編『三陸沿岸の漁村と漁業習俗(上巻)』(東北歴史資料館、1984)、76頁
- (10) 注(6)と同じ。314頁
- (11) 注(6)と同じ。321頁
- (12) 気仙沼市小々汐の尾形栄七翁(明治41年生まれ)より聞き書き
- (13) 注(9)と同じ。85頁
- (14) 北上町史編さん委員会編『北上町史 自然生活編』(北上町、2004)、370頁
- (15) 宮城県気仙沼市大浦の吉田家文書。表紙に「明治三拾二年一月廿六日 同盟規約書 株主」と三行に分けて記されている。
- (16) 注(9)と同じ。85頁
- (17) 大島神社に昭和42年12月に建立された「カキ養殖先覚者顕彰碑」の碑文より
- (18) 川島秀一「カキ筏とタタキ網漁」『東北民俗』第44輯(東北民俗の会、2010)、25~34頁